

令和 2 年

小樽市議会会議録(4)

第 2 回 臨時会

小 樽 市 議 会

令和 2 年

小樽市議会第 2 回臨時会

令和2年 8 月 4 日開会

令和2年 8 月 4 日閉会

令和2年第2回臨時会 会期及び会議日程

1 会 期 8月4日（1日間）

1 会議日程

月 日（曜日）	本 会 議	委 員 会
8月 4日（火）	提案説明、質疑、討論、採決等	議会運営委員会

令和 2 年
第 2 回臨時会会議録目次
小樽市議会

○ 8 月 4 日（火曜日） 第 1 日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第 1 会期の決定	3
1	日程第 2 議案第 1 号及び議案第 2 号	3
	○提案説明 市長（議 1、議 2）	3
	○質 疑 川畑議員	4
	○討 論 須貝議員	10
	○討 論 酒井議員	11
	採 決	12
1	日程第 3 意見書案第 1 号	12
	採 決	12
1	閉 会	12

令和2年

第2回臨時会議事事件一覧表

小樽市議会

令和2年8月4日

議案 番号	件名	付託先
1	令和2年度小樽市一般会計補正予算	—
2	令和2年度小樽市病院事業会計補正予算	—

意見書案 番号	件名	付託先
1	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案)	—

質 問 要 旨

○質疑

川畑議員（日本共産党）（8月4日1番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 新型コロナウイルス感染拡大防止策と医療提供体制について
- 2 事業者等への支援事業について
- 3 学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業について
- 4 その他

令和2年
第2回臨時会会議録 第1日目
小樽市議会

令和2年8月4日

出席議員（25名）

1番	横尾英司	2番	松田優子
3番	小池二郎	4番	中村岩雄
5番	面野大輔	6番	高橋龍
7番	丸山晴美	8番	酒井隆裕
9番	秋元智憲	10番	千葉美幸
11番	高橋克幸	12番	松岩一輝
13番	高木紀和	14番	須貝修行
15番	中村吉宏	16番	中村誠吾
17番	佐々木秩	18番	林下孤芳
19番	高野さくら	20番	小貫元
21番	川畑正美	22番	濱本進
23番	山田雅敏	24番	鈴木喜明
25番	前田清貴		

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	迫俊哉	教育長	林秀樹
副市長	小山秀昭	病院局長	並木昭義
総務部長	中田克浩	財政部長	上石明
産業港湾部長	徳満康浩	福祉部長	小野寺正裕
保健所長	貞本晃一	病院局小樽市立病院事務部長	佐々木真一
教育部長	森貴仁	総務部総務課長	津田義久
財政部財政課長	笹田泰生		

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、出席説明員の調整を行っている。

議事参与事務局職員

事務局 長 佐藤 正 樹
庶務係 長 加藤 佳 子
調査係 長 柴田 真 紀
書 記 相馬 音 佳
書 記 眞屋 文 枝

事務局 次長 佐藤 典 孝
議事係 長 深田 友 和
書 記 樽谷 朋 恵
書 記 松木 道 人
書 記 三上 恭 平

開会 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、令和2年小樽市議会第2回臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、中村吉宏議員、中村誠吾議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期を、本日1日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号及び議案第2号」を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）（拍手）

○市長（迫 俊哉） 令和2年第2回臨時会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件に係る提案理由の概要を説明申し上げます。

6月12日に成立した国の第2次補正予算により、本市には、地方単独事業分として17億3,562万4,000円を上限とする新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が配分されることとなりましたので、これを財源として、医療体制の整備や地域経済対策を進めさせていただきたく、第2回臨時会を招集させていただくことといたしました。

改めて申し上げるまでもなく、新型コロナウイルスの新たな感染が再び全国に広まっており、本市としても安心できる状況にはなく、引き続き感染の拡大に備えていかなければなりません。

一方では、観光客の激減などによる市内経済への影響は大きく、感染防止対策と併せて、地域経済と雇用を支えていかなければなりません。また、新型コロナウイルスが収束した後の市政やまちづくりを念頭に置く必要があると考えております。

今臨時会におきましては、こうした視点による新型コロナウイルス感染症対策第4弾としまして、早急に着手しなければならない事業及び第3回定例会での提案では年度内に事業執行ができない事業を提案させていただきました。

なお、時間的な猶予がある事業につきましては、対策第5弾としまして、第3回定例会に補正予算の提案を予定しているところであります。

それでは、議案第1号及び議案第2号の令和2年度各会計補正予算について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号一般会計補正予算の主なものといたしましては、国の令和2年度補正予算第2号新型コロナウイルス感染症対策に対応するため、子育てと仕事を一人で担う低所得の独り親世帯を支援するひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費を計上いたしました。

また、増額された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する市独自事業の第4弾につきましては、国の緊急経済対策の項目に沿って申し上げますと、感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発として30事業、雇用の維持と事業の継続として10事業、次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復として6事業、合わせて46事業について、交付金の制度趣旨に沿った緊急性の高い事業や、早期に事業着手する必要があるものを選定したところであります。

まず、一つ目の感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発といたしまして、保健所における新型コロナウイルスの検査体制を拡充するための機器を整備する検査室環境整備事業費や、クラスター発生時における業務の増加に対応するための人員体制等を強化するクラスター対策事業費のほか、防護用品の需要急増による品不足に対応するための感染症医療物資備蓄事業費を計上するとともに、市民会館などの公共施設に感染拡大防止のためのサーマルカメラ等を整備する検温アラームシステム整備事業費などを計上いたしました。

次に、二つ目の雇用の維持と事業の継続としまして、これまで支援が行き届いていない業種を営む事業者の事業継続を支えるための公共交通事業者等支援事業費や製造業等事業継続支援事業費などを計上いたしました。

三つ目の、次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復としまして、市内の事業者等に対し、感染拡大防止のための取組及び感染症に対応した販路開拓や経営改善等の新たな取組に係る費用の一部を助成する新型コロナウイルス感染症対応促進事業費や、宿泊客回復のための誘客を図る宿泊プラン造成と、その広告宣伝事業に係る経費を助成する宿泊施設誘客促進事業費補助金など、所要の補正を計上いたしました。

これらに対する財源としたしまして、国庫支出金、道支出金、繰入金を計上しました。

以上の結果、一般会計における補正額は、歳入歳出とも13億4,500万9,000円の増となり、財政規模は720億7,537万4,000円となりました。

また、企業会計では、病院事業会計において、感染症拡大に備え、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、感染症患者を多数受け入れることを想定した診療設備等の体制を整えるとともに、受入れ長期化を見据えた医療環境の改善や新たな生活様式に対応するためのオンライン環境等を整備するなど、所要の補正を計上いたしました。

以上、概括的に説明申し上げますが、何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

(拍手)

○議長（鈴木喜明） これより、質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

(21番 川畑正美議員登壇) (拍手)

○21番（川畑正美議員） 日本共産党を代表して、質問いたします。

最初に、新型コロナウイルス感染拡大防止策と医療提供体制についてです。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業として、不特定多数の皆さんが利用する公共施設に検温アラームシステムを整備する計画です。しかし、最も多くの不特定多数の市民が利用している本庁舎には、窓口にアクリルパーテーションを設置するとしています。

最も多くの市民が出入りする本館正面玄関と生活支援課側の出入口及び別館入口については検温アラームシステムを整備すべきではないでしょうか。体温が高いことを理由に入場は拒まれません、自重につながることを期待できます。市職員が安心して対応する上でも今後検討してください。市長の答弁を求めます。

保健所関係経費では、検査体制の整備・拡充を計上しています。クラスター発生や新型コロナウイルス感染防止には、PCR検査の対象を拡大することが必要です。感染震源地を明確にし、地域住民や事業者、その従業員などにPCR検査を実施し、併せて検査体制を確立することが大切です。

市内での飲食店における昼間のカラオケクラスターでは、濃厚接触者ではないことから検査を断られたと、我が党に相談がありました。

札幌市すすきの地区では、接待を伴う飲食店での集団感染発生事例から札幌市・北海道合同感染症対策チームが設置されました。ここでは、すすきの地区臨時PCR検査センターが、これまでの事項を拡大し、無症状を含む接待飲食店等の従業員、症例発症店舗の従業員と利用者、その他店舗の有症状の従業員として、濃厚接触者であるとか、医師が必要と認める以外であっても検査することで事実上検査対象を拡大しています。

本市では、これまでは医師からの照会に応じてPCR検査を実施してきました。このたび、保健所の検査体制を強化するために機器の拡充を図っています。PCR検査は1日20検体から40検体に、抗原定量検査についても1日60検体が可能とされています。今後、クラスターが発生した場合、今までの濃厚接触者のみの検査だけではなく、札幌市・北海道合同感染症対策チームのように、事態に合わせて、症状が出ている方はもちろん、無症状の方でもPCR検査を行う必要があるのではありませんか。市長の見解を伺います。

また、陽性判明後、宿泊療養施設に入所し、症状が回復し、14日後退所し、勤務先から陰性を証明する検査をしてほしいとされたことから、要請したところ、検査を拒否されました。陰性を証明できる証明書等の発行を設置主体である北海道に求める考えはありませんか。市長の見解を示してください。

感染症医療物資備蓄事業では、防護用品の需要急増による品不足に対応するためとして4,300万円計上されています。N95マスクは医療機関では必需品です。必要な人数分、回数、日数分はどれくらいと考えていますか。また、今すぐにも確保できる数量はどれくらいありますか、お答えください。

また、クラスター対策事業費として、クラスター発生時における濃厚接触者等の健康監察業務増加対策に人員体制を強化するため320万円を計上しています。この額でどんな規模の人員体制と対応体制が確立されるのでしょうか。お答えください。

小樽市立病院には、設備等整備及び受入れ体制強化等のために、2億2,343万7,000円を繰り出しています。新型コロナウイルス感染症対策として、最小限必要なものと判断されます。

今年第2回定例会の我が党丸山議員の代表質問での小樽市立病院の減収に関して、21床を確保するために1か月約3,000万円、1年間で約3億6,000万円の減収が見込まれる、さらに感染リスクを考慮して、それ以外の60床の病床を使用制限しなければならず、国からの減収に見合った支援が示されていないと答弁しています。

国からの赤字補填については、どのようになっていますか。また、国からの減収に見合った支援を受けることができない場合は、市にどのような要請をしていくのか、お答えください。

軽症者は、感染症指定病院以外の公的病院が受け入れていました。小樽市立病院と同じく、感染リスクを考慮して病床の使用制限をすることになったと思います。それらの病院への支援策はどのように行われていたのでしょうか。お答えください。

同様に、新型コロナウイルス感染症拡大に伴って、外出を抑制することなどで、医療機関の減収が報道されています。これらへの対応を考えていますか。お答えください。

医療現場は逼迫しています。感染症指定病院だけでなく、それ以外の医療機関の経営が危機的です。全ての医療機関に、災害時と同様の前年度実績に基づく診療報酬や支援金による減収分の補填などの緊急財政措置を行うよう、全国市長会等関係機関を通じて申し入れるべきではありませんか。市長の答弁を求めます。

次に、事業者等への支援事業についてです。

今臨時会の補正予算では、宿泊業事業継続追加支援事業として、令和元年度水道料金・下水道使用料相当額を1,000万円を上限に支援する提案をしております。

第1回臨時会の我が党の質疑で、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている全ての事業者に対し、水道料金・下水道使用料の減免を求めましたが、市長は、減免については、仮に全ての事業者の水道料金・下水道使用料を2か月間減免するためには約3億円が必要で、減免は難しいと答弁されています。また、予算特別委員会で、基本水量について検討するよう求めてきました。

コロナ禍で、事業系の水道料金・下水道使用料の基本水量分を減免して支援をすべきではないでしょうか。市長の答弁を求めます。

コロナ禍による離職を余儀なくされ、再就職に至っていない方への5万円の給付金、4月28日以降に出生した子がいる場合、5万円を加算する施策があります。離職した最悪の場合は、生活に困窮している状況です。生活の最終支援となっている生活保護基準以下です。その上、4月28日以降に出生では目も当てられない状況です。我が党は特別定額給付金について、4月28日以降の出生時においても支給することを求めてきました。

市は、コロナ禍による離職者が市内にどれだけおられるのか把握していますか。離職者支援給付金支給事業では、支給要件をすべて満たす者に対し、1人当たり5万円を支給、また、申請者の世帯に4月28日から申請までの間に出生した子供がいる場合、対象者1人につき5万円を加算するとしておりますが、事業対象者及び加算の対象者はそれぞれ何人いると想定していますか。お答えください。

次に、新型コロナウイルス感染症対応促進事業費では、当面は収束が見えない状況であるため、新型コロナウイルスと共存しながら、事業活動を行っていく必要があることから、全業種を対象に感染拡大防止への取組に対する支援として20万円、改装を伴う場合には50万円、さらに、インターネット販売などへの取組や、テレワークの導入など、新型コロナウイルス感染症に対応した新たな取組に対する支援として100万円を補助する「がんばる補助金」を実施することありますが、感染症対策として検温器の設置や換気設備などを行った場合、20万円では少なすぎると思います。

首都圏における現在の感染が拡大している状況を踏まえると、感染対策費の上限額を引き上げる必要があるのではありませんか。お答えください。

次に、学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業についてです。

国全体として学習保障に必要な物的支援を行うとして、事業費は6,400万円計上されています。感染防止対策や学習保障を考えると、今回の事業費で少人数学級は実現できるのですか。見解を示してください。

感染症対策・学習保障関係経費です。

各学校での感染症対策等を徹底しながら、児童・生徒の学習保障をするために学校教育活動の全体を通じて取組を支援するもので、各学校の校長判断で行われるものです。学校評価報告書では、学校改善の実現に向けて必要とする予算、設備、組織面における教育委員会への要望等が示されていますが、中でも施設・設備の老朽化に伴う改善の要望が多いことから、要望している改善に使われることも想定されます。しかし、こうした老朽化に伴う改善等は、別に予算措置をするなど計画的に行うべきです。本事業は、本来の目的に沿った学校における感染症対策等や学習保障への取組に使われるべきです。考えを伺います。

また、域内の学校への配分については、校長の合意の下、補助上限を調整されないよう求めます。見解を伺います。

以上、再質問を留保し、質問を終わらせていただきます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 川畑議員の御質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染拡大防止策と医療提供体制について御質問がありました。

まず、本庁舎への検温アラームシステムの整備につきましては、本庁舎への入口は、消防本部庁舎を含め8か所ありますので、それぞれの入口にシステムを設置したとしても、アラームが鳴動した際に職員が即座に対応することは困難であると考えております。

このことから、来庁者の皆さんには、マスクの着用等新しい生活様式の実践に御協力をいただくことで、庁舎内における感染防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、クラスター発生時のPCR検査対象者の拡大につきましては、本市におけるクラスター発生時には、感染者の症状の出現時期や行動歴を調査して濃厚接触者の特定を速やかに行うとともに、症状の有無にかかわらずPCR検査を実施して、クラスターの拡大防止に努めたところであり、今後、クラスターが発生した場合にも同様に対応してまいります。

次に、宿泊施設療養時に陰性証明書等の発行を北海道に求めることにつきましては、新型コロナウイルス感染症と診断された方は、当該感染症の蔓延防止のため、感染症法第18条に基づく就業制限を課し、退院基準が満たされるとこの制限は解除となり、当該患者から求めがあった場合に保健所が就業制限解除通知を発行しております。

御指摘のありました宿泊療養施設からの退所は、医師等による健康状態の確認を経て行われるものであり、国においては療養終了後、勤務等を再開するに当たって、職場等に陰性証明を提出する必要はないとしており、北海道も国の規定に沿って対応しておりますので、本市といたしましては、陰性証明書等の発行を求める考えはありません。

次に、N95マスクの備蓄の人数、回数、日数につきましては、市内医療機関の機能を維持するため、医師会の医師数を参考に、300名が1日2回、1年間使用できる量として、計21万6,000枚を備蓄してまいりたいと考えております。

また、今すぐにも確保できる数量といたしましては、業者に確認したところ、1万枚であれば即納可能との回答をいただいております。

次に、クラスター対策事業費による体制強化の内容につきましては、クラスター発生時には、大幅に増加する濃厚接触者等の健康観察業務に対応するため、通常は乳幼児健診に従事している会計年度任用職員の保健師2名と、民間業者からの派遣保健師2名の合わせて4名を増員するものであります。

次に、軽症者を受け入れた公的病院に対する減収への支援につきましては、北海道が、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用して、感染症病床確保促進事業により、病床確保や休止した病床に対する支援を行うこととなっております。

なお、申請手続きなどにつきましては、今後示される予定であると伺っております。

次に、民間医療機関に対する減収への対応につきましては、本市独自の事業として、地方創生臨時交付金を活用した製造業等事業継続支援事業において、医療機関も支援の対象とし、支援金を支給いたします。

また、北海道が、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用して、医療機関等に対して、感染拡大防止のための消毒や、電話等情報通信機器を用いた診療体制の確保への財政支援を行うこととなっております。申請の手続きなどにつきましては、今後示される予定であると伺っております。

そのほか、独立行政法人福祉医療機構による当面の資金繰りのための融資などが行われております。

次に、全ての医療機関を対象とした財政措置に対する国への要請につきましては、全国市長会など様々な機会を通じて、医療機関への財政支援について要請してまいりたいと考えております。

次に、事業者等への支援事業について御質問がありました。

まず、水道料金・下水道使用料基本料金の減免につきましては、御提案いただいた内容の検討も行いましたが、仮に、水道料金・下水道使用料基本料金を1年間減免した場合、1事業者当たり5万円弱と試算したところであります。

しかしながら、1事業者当たりの支援額が少ないことから、売上げが減少し、かつ、これまで支援が行き届いていない全ての業種を製造業等事業継続支援事業などの対象とすることで、水道料金・下水道使用料基本料金の減免額を上回る支援策として実施することとし、このたび提案することとしたものであります。

次に、コロナ禍による離職者数等につきましては、離職者数は、北海道労働局が全道の雇用保険資格喪失者数を公表しておりますが、市町村別の数値は公表されておらず、雇用保険未加入の被雇用者もいることから、市内の離職者数は把握できないものであります。

また、離職者支援給付金支給事業の対象者は、全体で300人、そのうち4月28日以降に出生した子がいる場合の加算対象者は10人を想定しております。

次に、通称がんばる補助金の感染対策の補助金額につきましては、上限額の20万円は感染対策の取組として想定されるサーマルカメラなど検温器の購入や、換気設備、パーティションの設置費などを基に設定したところであり、補助率を10分の9と高くしたことと併せ、多くの皆さんに御活用いただける補助制度としたものであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 病院局長。

○病院局長（並木昭義） 川畑議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止策と医療提供体制について、御質問がありました。

小樽市立病院の減収に対する国からの支援につきましては、このたびの国の第2次補正予算においては、新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関への支援策として、病床の確保や休止した病床に対する交付金額や対象範囲が拡充されたものです。

しかしながら、まだ、要綱の詳細が示されておらず、当院に対する具体的な支援内容は見通せていないところです。

また、当院の減収への対応については、感染患者受入れ病床の確保を図りながら、可能な限り通常の医療体制を維持するなどの経営努力を続けるとともに、国や北海道への要請につきましても、支援制度を見定めながら、引き続き、市と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 川畑議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業について御質問がありました。

まず、本事業における少人数学級の実現につきましては、本事業は、文部科学省の学校保健特別対策事業費補助金を活用することとしており、学校が感染症対策等を徹底しながら児童・生徒の学習保障をする目的で、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応するための経費を措置するものであります。

補助対象経費につきましては、消耗品費、備品費、通信運搬費、借損料、役員費であることから、少

人数学級の実現に必要な教員の人件費は対象とならないものであります。

次に、補助対象となる経費の使途につきましては、学校における感染症対策等支援と子供たちの学習保障支援に限られておりますので、議員御指摘の施設の老朽化対策に充てることはできない事業となっております。

次に、補助上限額の調整につきましては、この事業における各学校への配分額は、その上限額である1校当たり児童・生徒数が300人までは200万円、500人までは300万円、501人以上は400万円を配分することとしており、この事業における文部科学省の通知におきましては、1校当たりの補助上限額を超える額を配分することはできないものと定められているところです。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

○21番（川畑正美議員） 再質問したいと思います。

新型コロナウイルス感染症については、市内での飲食店における昼間のカラオケクラスターは落ち着きを見せているわけではありますが、東京都では新たに感染された1日当たりの新型コロナウイルスの感染者は8月1日に472人が確認されています。そして7月末に初めて400人を超えてから、3日間連続過去最多を更新している状況にあります。この状況は東京都だけでなく、埼玉県や千葉県、長崎県、三重県などで過去最多の感染者が確認され、そして愛知県や大阪府においても、かつての最高時に並ぶ新たな感染者が確認されている状況にあるわけです。

国内では、7月29日に新たな感染者は初めて1,000人を超えて、8月1日現在では1,523人となったと報道されています。そして4日間連続100人を超えている状況にあるわけです。ですから、何としても新型コロナウイルスの感染拡大を阻止しなければならないというふうに考えます。

東京都医師会の尾崎治夫会長は、7月30日の記者会見で、新型コロナウイルスの感染を収束に向かわせるためには、一つ目に無症状者を含めた積極的な隔離、二つ目に感染震源地、エピセンターでの徹底した対応、そして三つ目にエピセンターからの周囲の感染を防ぐ、この三つが必要だと強調しております。

新型コロナウイルス感染防止対策の第4弾は、緊急に取り組まなければならない課題であって、賛成いたします。項目によっては、不足を感じている部分もあるのですが、この後、第5弾で約6億円の予定で事業も検討されておりますので、その時点で状況に合わせた対処を求めていきたいというふうに考えています。

これから、お盆を迎えて夏季休業も重なり、身内を始め、GoToトラベル事業や道内各自治体の独自施策によって、道内外からの来客が増える時期にあります。本市においても、同様の状況が起きる可能性を考えなければなりません。本市では、今後クラスターが発生した場合に、東京都医師会長が強調しているように、感染震源地を明確にして、地域住民をはじめ事業者やその従業員などにPCR検査を実施するなど、検査体制を確立することが必要不可欠だと思います。新型コロナウイルス感染防止対策に全力を尽くすとともに、コロナ禍で影響を受けた事業者への支援は欠かせないものだというふうに考えています。

最後に、市長の新型コロナウイルス感染症対策に対する見解を改めて伺って、質問を終わらせていただきます。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 新型コロナウイルス感染症対策への市長の見解ということでお尋ねがございましたけれども、今、川畑議員からお話がありました、最近になりまして、また全国的に新型コロナウイルスの感染者が増えているということについては、私としても大変心配をしているところでございますし、これからお盆の季節を迎える、夏季休業の時期を迎えるに当たりまして、やはり人の往来が増えることによって、その感染リスクも高まるだろうということで、市としても引き続き、緊張感を持ってこの問題に対しての体制は整えていきたいというふうに思っているところでございます。

今回の予算の趣旨もそうでありまして、これまでも同様の考え方でまいりましたけれども、あくまでも感染の拡大防止と、それから医療提供体制の整備、これが一つの柱になってまいります。二つ目といたしましては、観光客の激減、あるいは市民の外出自粛、これらによりまして、多くの事業者が影響を受けておりますので、経済活動を着実に進めることによって、地域経済、そして雇用も守っていくという、この両立をこれからも図っていかなければならないというふうに考えております。そうした意味で今回も医療検査体制には十分な予算を配分させていただきましたし、これについては第3回定例会も同じ考え方で補正予算を組ませていただきながら、市民の皆さんの生活と暮らしを守っていききたい、このように考えているところでございます。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 2時05分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 14番、須貝修行議員。

○14番（須貝修行議員） 自由民主党を代表して、議案第1号令和2年度小樽市一般会計補正予算及び議案第2号令和2年度小樽市病院事業会計補正予算について、可決の立場で討論いたします。

本年、中国に端を発した新型コロナウイルス感染症は留まるところを知らず、いまだ世界の多くの国で拡大を続けております。我が国においても、一時収束したかに見えた感染者数が、ここ連日1,000人を超え、累計で3万9,000人を超える緊急事態とも言える状況が続いております。

そのような状況下において、国では6月12日、令和2年度第2次補正予算が可決・成立し、それを踏まえて感染症対応地方創生臨時交付金が地方自治体へ交付され、本市においても、それを財源に地域経済支援及び住民生活の支援を柱とした緊急の対策が組まれたところであります。

今般の議案に関しては、限られた時間の中での制度設計には大変な御苦勞があったと評価いたします。

今臨時会で提示された議案は、いずれも感染症の早期収束と医療崩壊を起こさない為の感染拡大防止策、加えて、長引く自粛や経済活動の急激な縮小により疲弊している優良な市内事業者を支援する、緊急を要するものと我が会派は理解し、何よりも優先すべきはスピード感であると判断いたしました。

その上でお願いを申し上げます。

内閣府への実施計画提出期限が7月31日と切迫していたことは承知しておりますが、今回の制度設計には多少の粗さや、また、我々への説明資料に不足があったように感じました。

実際に制度を運用する際には、十分な御配慮をお願いしたいと思います。

とにかく、今回のコロナ禍で何よりも優先すべきは、市民生活を守る、市内事業者を守る、そして感染症拡大防止に全力でスピード感を持って取り組むことであると考えます。

よって、自由民主党会派として、議案第1号令和2年度小樽市一般会計補正予算及び議案第2号令和2年度小樽市病院事業会計補正予算について、可決の態度を表明いたします。

各会派各議員の御賛同をお願いして、討論といたします。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 8番、酒井隆裕議員。(拍手)

○8番(酒井隆裕議員) 日本共産党を代表して、議案第1号小樽市一般会計補正予算及び議案第2号小樽市病院事業会計補正予算は可決を主張し、討論を行います。

初めに、新型コロナウイルス感染症は、北海道においては札幌市を中心とした道央圏で散発が続いているものの、それ以外は小康状態にあることから、現在の本市においては、飲食店における昼間のカラオケに起因した集団感染が収束したことから、感染拡大している状況ではないと考えます。しかし、本州においては、各都府県において過去最大の感染確認数となっている自治体が発生し続けています。

北海道における第三波は、必ずやってきます。次への備えが必要です。同時に、経済対策も行っていかなければなりません。

こうしたことから、感染拡大防止策と医療提供体制の整備、雇用の維持と事業の継続、次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復は、緊急に取り組まなければならないことであり、賛成します。しかし、課題もあることから、いくつか申し上げます。

保健所関係経費です。

検査体制を拡充し、PCR検査を現在の1日20検体から1日40検体から50検体とし、抗原定量検査についても60検体と検査体制を拡充することは必要な事業です。一方で、市内で想定しなければならない新たなクラスター発生に備えておかなければなりません。

札幌市すすきの地区では、接待を伴う飲食店での集団感染発生事例から、札幌市・北海道合同感染症対策チームが設置されました。ここでは、すすきの地区臨時PCR検査センターが、これまでの検査対象を拡大し、接待飲食店等の従業員(無症状可)、症例発症店舗の従業員、利用者(無症状可)、その他店舗の従業員(有症状のみ)として、濃厚接触者であるとか医師が必要と認める以外であっても検査することから、事実上、検査対象を拡大しています。

市内での飲食店における昼間のカラオケクラスターでは、感染者と接触しながらも濃厚接触者ではないとされたことから、行政検査が受けられないまま過ごされた市民がいました。今後において、こうした北海道、札幌市の取組も参考にすべきです。

感染症医療物資備蓄事業費です。

N95マスクは品薄が続いています。N95マスクは感染症指定医療機関では必須です。質疑では必要な人数分、回数、日数では、それぞれ300人、2回、1年分と答弁されました。また、すぐに確保できるのは1万枚とされました。これでは2週間程度しか確保できないことになります。医療現場に必要な物資が届くよう全国市長会、全国保健所長会、全国自治体病院協議会等関係機関を通じて求めていくと同時に、市としてもさらに対策を強めていくことが必要です。

感染症指定医療機関、感染症指定医療機関ではなく感染者を受け入れた医療機関、感染者を受け入れていない医療機関、それぞれ経営が危機的になっています。

新型コロナウイルス感染症対応促進事業費では、医院、診療所で感染対策を取り組んでも20万円にしかありません。しかし、一自治体でできる医療機関への援助には限界があります。

国に対し、全ての医療機関に災害時と同様の前年度実績に基づく診療報酬や支援金による減収分の補填などの緊急財政措置をとるよう求めていくことが必要です。

感染症対策・学習保障関係経費です。

各学校での感染症対策等を徹底しながら、児童・生徒の学習保障をするために学校教育活動の全体を通じて取組を支援するもので、各学校の校長判断で行われるものです。学校評価報告書では、学校改善の実現に向けて必要とする予算、設備、組織面における教育委員会等への要望が示されていますが、中でも、施設・設備の老朽化に伴う改善の要望が多いことから、要望している改善に使われることも想定されます。

しかし、そもそもこうした老朽化に伴う改善等は、市の計画的な予算で行うべきです。元々市の教育予算が少ないことで、本事業を老朽化に伴う改善に各学校へ振り分けることがあってはなりません。

また、域内の学校への配分については、校長の合意の基、補助上限額を超えない範囲で調整は可能といたしておりますが、児童・生徒数が少ない学校や新設された学校が不当に調整されないよう求めます。

以上を申し上げ、討論とします。

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、議案第1号及び議案第2号について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号」を議題といたします。

本件につきましては、提案理由の説明を省略し、これより、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

可決と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本臨時会に付託されました案件は、全て議了いたしました。

第2回臨時会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 2時14分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 中村吉宏

議員 中村誠吾

○諸般の報告

○今定例会に提出された意見書案

○令和2年小樽市議会第2回臨時会議決結果表

○諸般の報告

- (1) 監査委員から、令和2年5月、6月分の各会計例月出納検査について報告があった。(招集日印刷配付分)

以 上

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
(案)

提出者	小樽市議会議員	小池二郎
	同	中村岩雄
	同	高橋克幸
	同	佐々木 秩
	同	川畑正美
	同	濱本 進
	同	前田清貴

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面しており、地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっています。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応はじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想されます。

よって、国においては、令和 3 年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記の事項を確実に実現されるよう、強く要望します。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 3 令和 2 年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
- 5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 2 年 8 月 4 日
小樽市議会

議決年月日	令和 2 年 8 月 4 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	----------------	------	-----	-----	-----

令和2年小樽市議会第2回臨時会議決結果表

○会期 令和2年8月4日（1日間）

議案 番号	件名	提出 年月日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付 託 委 員 会	議 決 年 月 日	議 決 結 果	議 決 年 月 日	議 決 結 果
1	令和2年度小樽市一般会計補正予算	R2.8.4	市長	—	—	—	—	R2.8.4	可決
2	令和2年度小樽市病院事業会計補正 予算	R2.8.4	市長	—	—	—	—	R2.8.4	可決
意見書案 第1号	新型コロナウイルス感染症の影響に 伴う地方財政の急激な悪化に対し地 方税財源の確保を求める意見書 (案)	R2.8.4	議員	—	—	—	—	R2.8.4	可決

小樽市議会会議録

令和2年 第2回臨時会

令和2年12月発行

編集・発行 小樽市議会事務局

〒047-8660 小樽市花園2丁目12-1
電話 (代) (0134)32-4111